

3 新食第1191号
20211201商局第2号
令和3年12月13日

日本商品先物取引協会会長 殿

農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）
経済産業省 商務・サービス審議官

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る
体制整備の期限設定について

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策（以下「マネロン・テロ資金供与対策」という）については、各商品先物取引業者においてリスクベース・アプローチに基づき、鋭意取り組んでいただいているものと認識しています。

引き続き、実効的なマネロン・テロ資金供与対策を実施していただくため、令和3年10月に改正した「商品先物取引業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の「対応が求められる事項」の全項目につきまして、ご対応をお願いいたします。

また、本文書をもって改めて下記を要請いたしますので、貴協会におかれては、会員各社に対して、適切かつ迅速に必要な対応を講じるよう、周知徹底していただきますようお願いいたします。

なお、農林水産省及び経済産業省としては、下記の要請事項に係る各商品先物取引業者の取組状況について、検査やモニタリングを通じて確認していくほか、仮にマネロン・テロ資金供与対策に問題があると認められた場合には、法令に基づく行政対応を含む対応を行う場合があることを予めご承知願います。

記

各商品先物取引業者が「商品先物取引業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」で対応を求めている事項について、令和6年3月末までに対応を完了させ、体制を整備すること。

上記の体制整備について、対応計画を策定し、適切な進捗管理の下、着実な実行を図ること。